

○宮崎大学医学部医学科キャリアデザインサポート委員会規程

〔平成25年12月4日〕  
制 定

改正 平成27年9月2日 平成28年6月1日  
令和元年9月4日 令和3年3月3日  
令和5年7月12日

(目的)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部医学科の卒業生及び学生に対して、卒後臨床研修プログラムや専門研修プログラム、医学研究及び大学院進学等の情報提供を行い、個人の資質を最大限に発揮しながら、医師・研究者として社会貢献を果たすキャリア形成を支援すること（以下「キャリアデザインサポート」という。）を目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、宮崎大学医学部に、宮崎大学医学部医学科キャリアデザインサポート委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) キャリアデザインサポートに関連する事業の企画、運営に関すること。
- (2) キャリアデザインサポートに関連する情報提供に関すること。
- (3) 宮崎県が策定するキャリア形成プログラムに関すること。
- (4) キャリアデザイン支援サイトの管理、運営に関すること。
- (5) その他キャリアデザインサポートに関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 医学部及び医学部附属病院の教授のうちから2人
  - (2) 医学科基礎系医学講座教員 1人
  - (3) 医学科臨床系医学講座及び医学部附属病院所属教員のうちから1人
  - (4) 地域医療・総合診療医学講座教員 1人
  - (5) 医療人育成推進センター教員 1人
  - (6) 卒後臨床研修センター教員 1人
  - (7) 教務委員会委員 1人
  - (8) 宮崎大学D E I 推進委員会委員 1人
  - (9) 宮崎県地域医療支援機構大学分室教員
  - (10) 医療人育成課長
  - (11) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第1号に掲げる委員は、医学部長が指名し、委嘱する。
- 3 第1項第2号から第8号まで及び第11号に掲げる委員は、委員長、副委員長が推薦し、教授会の議を経て、医学部長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号から第6号まで及び第11号に掲げる委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、第4条第1項第1号に掲げる委員のうちから医学部長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員長は、委員会において審議した結果を医学部長に報告するものとする。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(幹事及び事務)

第9条 委員会に幹事を置き、医療人育成課長をもって充てる。

- 2 委員会の事務は、医療人育成課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年12月4日から施行する。
- 2 この規程執行後最初に委嘱される第4条第1項第1号から第7号まで及び第10号に掲げる委員の任期は、第5条の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和5年7月12日から施行し、令和5年7月1日から適用する。